

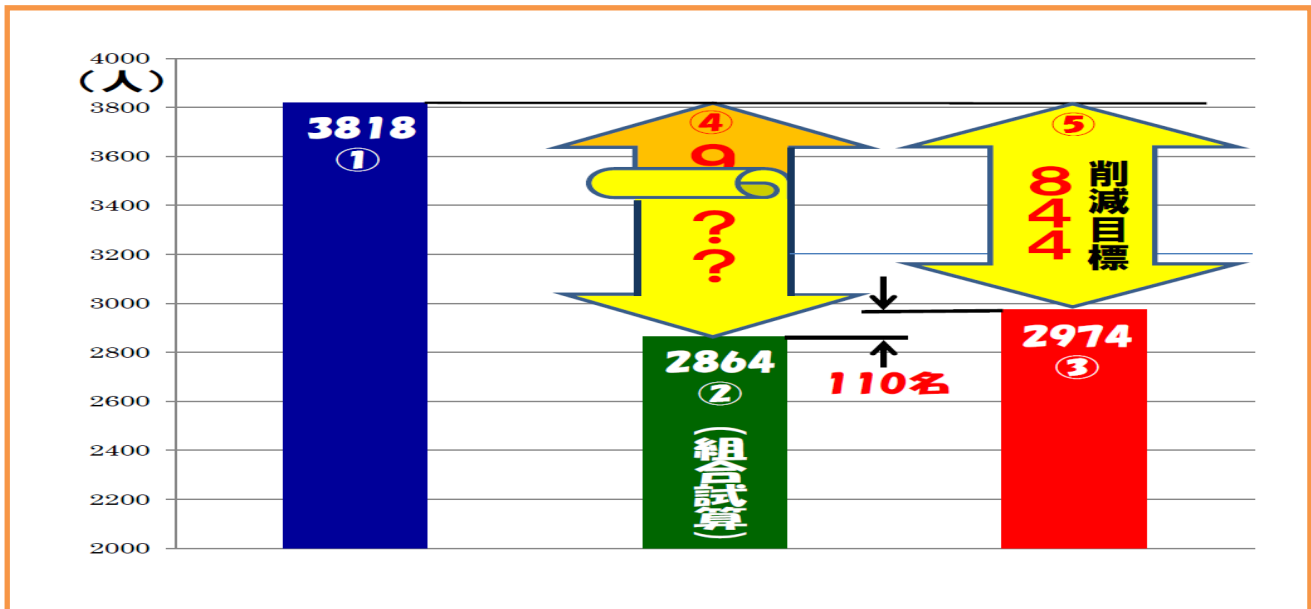


「やはり、整理解雇は必要なかった！」

9月26日 JAL 整理解雇高裁公判報告

JAL は人員削減状況の詳細と、解雇時点での在籍運航乗務員数を示さず整理解雇を強行

日本航空乗員組合副委員長の証言



- (1) JAL が示した資料等に基づき、組合が解雇時点(2010年12月31日)の在籍運航乗務員数(休職者を除く=稼働ベース)を精査したところ2864名(上図②)となっていたことが判明。すなわち、解雇以前に人員目標を超過達成し、更生計画の人員体制(2974名=同③)を100名以上も下回る運航乗務員数になっており、整理解雇は必要なかった。
- (2) JAL は、自主退職、転籍、乗員訓練生等の地上職への職種変更等による運航乗務員の削減実態の詳細と総数(同④)を明らかにせず。実際には削減目標(同⑤)を上回り、更生計画で打ち出した2974名(同③)を下回る体制になっていた。しかし「機長・副操縦士の希望退職者数とその目標数(371名)に達していない」として解雇を強行した。
- (3) JAL は地裁の公判においても、解雇時点で自主退職や転籍等々による削減数が何人であったか、実際の人員体制が何人になっているかを明確にしていない。「希望退職者が削減目標に達していない」との JAL 主張に基づく、地裁判決は誤り。
- (5) 管財人は当初「整理解雇は考えていない、希望退職やワークシェアを行う」と発言した。しかし実際には、日本航空乗員組合が3度に渡り提案したワークシェアについては十分な議論も行わず拒否した。十分な整理解雇回避努力が行われていない。